

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月

1 本県の技能労務職員の現状

(1) 職種ごとの人数及び業務内容

※人数は、平成 19 年 4 月 1 日現在

職 種	人数	主な業務内容	主な配置場所
学校給食員	11	県立学校生徒に対する給食の調理業務	県立学校
用務員	75	庁舎の簡単な維持修繕、庁舎管理等	県立学校、中央病院
自動車運転手	110	公用車の操車業務、共用車の管理	本庁、各出先機関等
守衛	8	庁舎の管理、庁内外の監視・取締り	本庁
電話交換員	2	電話交換業務、庁内放送業務	本庁
道路維持運転手	66	県管理道路のパトロール及び軽易な維持修繕	土木センター
車両整備士	6	県有車両の点検、整備	土木センター
調理員	37	入所者や入院患者に対応した食事の調理、衛生管理	中央病院、福祉施設
農業作業員 牧場作業員 動物飼育員	28	試験研究用ほ場や牧草地における労務作業、試験研究の補助作業	農林水産総合技術センター
ボイラー技士	7	ボイラー施設の維持管理	中央病院、 農林水産総合技術センター
電気技士	6	電気施設・設備の維持管理	中央病院
看護助手	6	看護業務の補助作業	中央病院
介助員	6	特別支援学校における生徒の介助業務	県立学校 (特別支援学校)
警察技術員	31	警察本部における各種補助業務	警察本部
その他	5	ダム巡視員、洗濯員、その他の助手	出先機関等
計	404		

(2) 平均年齢、平均給与等

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
富山県	50 歳 2 月	406	352,900 円	396,200 円	375,175 円
うち運転手	48 歳 1 月	177	351,500 円	406,900 円	378,489 円
うち用務員	50 歳 1 月	77	349,000 円	379,200 円	370,989 円
うち学校給食員	51 歳 8 月	11	341,400 円	360,400 円	352,114 円
国	48 歳 9 月	5,193	287,094 円	—	320,514 円
都道府県平均	47 歳 10 月	575	338,849 円	393,549 円	371,181 円

注 うち〇〇〇とあるのは、本県の技能労務職員のうち、職員数が多い順に3つの職種を選んで記載してあります。

注 平均給料月額、基本給の平均月額を指し、平均給与月額は、諸手当を含めた平均月額を指します。
 注 平均給与月額（国ベース）とは、国との給与比較のため国の公表ベース（時間外勤務手当や特殊勤務手当などを含まない。）で再計算したものです。
 注 本表の職員数には、再任用フルタイム職員（2名）が含まれています。

＜参考＞県内の民間の状況

民間		
民間類似職種	平均年齢	平均給与月額
自家用自動車 運転手	52歳 7月	252,100円
用務員	53歳 10月	227,200円
調理士	40歳 10月	247,300円

「出典：賃金構造基本統計調査（厚生労働省）」

（3）技能労務職員の年齢構成（年齢はH19.4.1現在）

年齢区分	～35	36～40	41～45	46～50	51～55	56～	計
人数	10	33	76	87	83	115	404

（4）その他給与に関する事項（給料表、手当、昇給基準 等）

① 給料表

本県の技能労務職員の給料表は、4級制を採用しており、それぞれの職務区分に応じて定められています。また、一般職に対する人事委員会勧告に準じて改定を行ってきています。

＜級別標準職務表＞

職務の級	標準的な職務
1級	技能労務従事者の職務
2級	相当の技能又は経験を必要とする技能労務従事者の職務
3級	高度の技能又は経験を必要とする技能労務従事者の職務
4級	特に高度の技能又は経験を必要とする技能労務従事者の職務

なお、本県においては、極めて厳しい財政状況を踏まえ給与の臨時的減額措置を実施しています。

ア．平成17年度～平成19年度（3年間）

給料月額の3%減額

イ．平成20年度～平成22年度（3年間）

- ・本庁及び富山市の出先機関に勤務する職員・・・給料月額1%減額及び地域手当3%減額
（合計4%減額）
- ・その他の地域に勤務する職員・・・・・・・・・・給料月額1%減額

② 諸手当

技能労務職員に支給される給与は、給料と諸手当からなっており、諸手当は、現在、14 種類となっています。この諸手当をその性格によって分類してみると、生活補助給的手当（扶養手当等）、地域給的手当（地域手当等）、職務の特殊性に基づく手当（特殊勤務手当等）、時間外勤務等の特別の勤務に対して支給する手当（時間外勤務手当等）、賞与に相当する手当（期末・勤勉手当等）に大別することができます。

分類	手当の種類
生活補助給的手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当
地域給的手当	地域手当、寒冷地手当、特地勤務手当
職務の特殊性に基づく手当	特殊勤務手当
特別の勤務に対して支給する手当	時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当
賞与に相当する手当	期末手当、勤勉手当

このうち、地域手当については、極めて厳しい財政状況を踏まえ、平成 20 年度から当分の間、本来の支給率を 3%減額して支給することとしています。

また、諸手当のうち特殊勤務手当は、勤務の特殊性を考慮して、支給条件、対象となる機関、対象を定めています。

技能労務職員に支給される主な特殊勤務手当は、別表のとおりです。

③ 昇給基準

昇給基準については、次表のとおりです。

昇給月を毎年 4 月と定め、勤務評定や業績評価制度に基づく評価結果等に応じて昇給区分を決定しています。

昇給区分	A	B	C	D	E
下記以外の職員	8 号給以上	6 号給	4 号給	2 号給	昇給なし
57 才以上の職員	4 号給以上	3 号給	2 号給	1 号給	昇給なし

※平成 22 年 3 月 31 日までの昇給については上記の号給数から 1 号給を減じます。

④ 給与の適正化に向けたこれまでの取組み

ア. 給与水準の見直し

技能労務職員の給与については、地域の民間企業の賃金水準や本県行政職給料表適用職員の給与に比べ高い水準にあったことから、平成 16 年 4 月からは 10%程度引下げとなるように給料表を改定し、技能労務職員の人件費抑制を図っています。

さらに、平成 18 年 4 月の給与構造の見直しにあわせ、平均 5.5%の水準引き下げを行ったところ です。

イ. 特殊勤務手当の見直し

特殊勤務手当については、平成 18 年度において、各手当の必要性について再検討を行い、必要性の薄れたものは廃止し、引き続き措置が必要なものについても、支給水準や支給方法等の観点から全面的な見直しを行ったところです。

<技能労務職員に支給される特殊勤務手当のうち見直しを行った手当の概要>

手当名	見直し内容
社会福祉業務手当	技能労務職員については支給対象外
夜間等特殊業務手当	手当の廃止
放射線等取扱手当	技能労務職員については支給対象外
早朝出勤手当	手当の廃止
社会福祉施設等業務手当	技能労務職員の特定業務についてのみ日額 300 円を支給 (例)調理員・・・食事介助、運転手・・・通院時の介助 等
病院業務手当	技能労務職員の特定業務についてのみ日額 300 円を支給 (例)結核病棟での勤務 等
有害毒物等取扱手当	日額単価を引き下げ (450 円→300 円)
感染症等防疫手当	日額単価を引き下げ (450 円→300 円)
乗船手当	日額単価を引き下げ (510 円→450 円等)
特殊自動車等運転手当	日額単価を引き下げ (450 円→300 円等)
特殊現場作業手当	日額単価を引き下げ (450 円→300 円等)
木材加工機械操作手当	日額単価を引き下げ (450 円→300 円)
警察職員業務手当	日額単価を引き下げ (510 円→450 円等)

2 見直しに向けた基本的な考え方

技能労務職員の給与については、地方公営企業法の規定が適用されることとなっており、同法第 38 条第 3 項には、「職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従業者の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならない。」と規定されています。

この趣旨を踏まえ、今後とも必要に応じて見直しを行うこととしています。

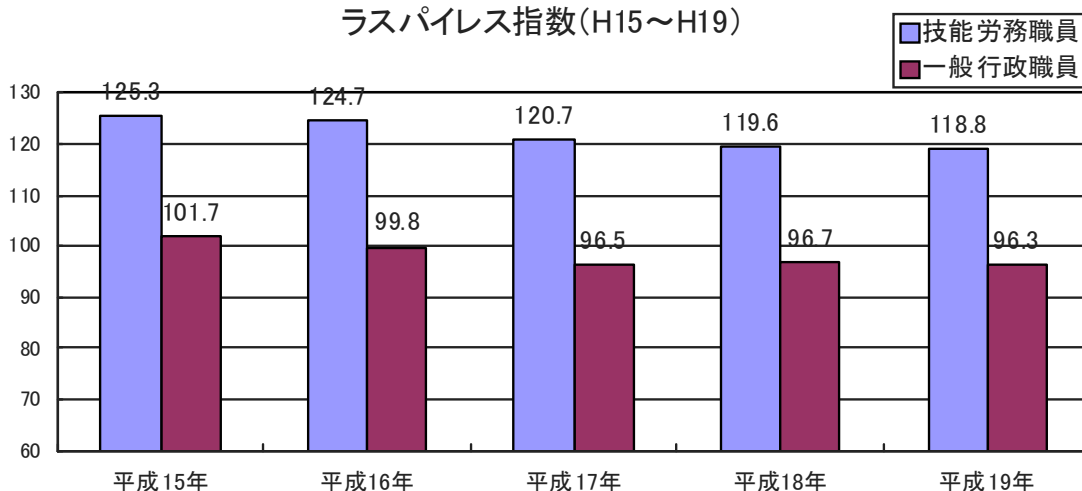
3 見直しに向けた具体的な取組内容

(1) 給料表に関する事項

本県の技能労務職員の給与水準は、国の同種の職員と比べるとラスパイレス指数において高い水準にあります (平成 19 年は 118.8。なお、平成 19 年の一般行政職は 96.3。)

県職員の給与水準については、県民の理解と納得が得られることが何よりも重要であり、技能労務職員の給与についても、国の同種の職員と同程度の給与水準を目標として見直しを行います。

ラスパイレス指数(H15～H19)



※ラスパイレス指数・・・地方公共団体の給料額（基本給）と国の行政職俸給表（二）の適用職員の俸給額（基本給）とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100とするもの

（２）手当に関する事項

手当については、扶養手当や通勤手当、住居手当のように、一般職の給与制度と同等の手当と、特殊勤務手当のように技能労務職員の業務に着目して支給するものがあります。

一般職と同等の手当については、一般職の給与改定に合わせ見直しを行うこととしています。

特殊勤務手当については、これまでも不断の見直しを行ってきたところであり、最近では、平成18年度において全面的な見直しを行ったところです。

今後とも、適時適切に見直しを行い、時勢に合わなくなったもの等があれば改めていくとともに、国や他の都道府県の動向も見極めながら、一般職に対する人事委員会勧告も踏まえて、必要に応じて各手当の見直しを行います。

（３）昇給・昇格のあり方

ア．昇給のあり方

昇給については、勤務評定による勤務成績に基づき判断しているところであり、平成21年度からは、勤務上の業績評価の結果を査定昇給として反映することとしています。

査定昇給制度の運用にあつては、業務の成果に基づき適切に昇給の判定が行われることが必要であり、今後とも、業績評価制度に基づく査定昇給の適切な運用を行います。

イ．昇格のあり方

本県の技能労務職給料表は4級制を採用していますが、特に高度の技能又は経験を必要とする4級への昇格は、その職責及び困難度に応じて行うこととしています。今後とも、職務に応じた格付け（職務給の原則）を厳格に行うとともに、適切な運用を行います。

4 その他の見直し

(1) 事務・事業の見直しや民間委託の推進

技能労務職員が行う業務については、県が進める行政改革の基本的な考え方「民間でできるものは民間で」のもと、事務・事業の見直しを進め、民間委託化などに取り組んできています。

これまでの見直しの状況は次表のとおりです。

今後とも、業務のあり方を見直しを進め、民間の活用等が可能なものがあれば、民間委託を進めます。

<これまでの民間委託の状況>

見直しを行った業務名	見直し時期	見直し内容
運転業務	H12～H16	共用車の導入等により運転業務を見直し
	H15～H19	業務の見直しにより集中管理化
道路維持業務	H16～H22	一部業務を民間委託化
車両整備業務	H15	一部業務を民間委託化
電話交換業務	H12～順次	一部業務を民間委託化
守衛業務	H15～順次	一部業務を民間委託化
調理業務	H4～順次	一部業務を民間委託化、非常勤嘱託の活用
看護助手業務	H14～	一部業務を民間委託化（滅菌業務等）、賃金職員の活用

(2) 職員数削減の見込み

本県技能労務職員については、事務・事業の見直しや民間委託の推進により、これまでも退職不補充を原則として、職員数の削減を行っているところです。

今後とも、積極的に事務・事業の見直しや民間の活用等を進め、職員数の削減に努めます。

<今後5年間の職員の退職予定>

年度	H20	H21	H22	H23	H24	小計	H25職員数
退職者数	32	36	18	15	19	120	255

別表 技能労務職員に支給されている特殊勤務手当

手当の名称	支給対象業務	支給額
社会福祉施設等業務手当	社会福祉施設における保護、看護、指導訓練 等	日額 300 円
病院業務手当	結核病棟等での業務	日額 300 円
夜間看護手当	午後 10 時から午前 5 時までの看護等の業務	勤務 1 回につき 2,000 円～3,300 円
野犬捕獲手当	野犬の捕獲、殺処分	日額 450 円
有害毒物等取扱手当	毒劇物を使用した病虫害防除の業務 等	日額 300 円
特殊自動車等運転手当	大型特殊自動車等の運転作業	日額 200～300 円 夜間除雪作業：日額 670 円
道路補修手当	道路補修業務	月額 4,720 円
特殊現場作業手当	足場が不安定な箇所における業務 等	日額 300 円 等
木材加工機械操作手当	高圧成型機等を操作した木材等の加工	日額 300 円
警察職員業務手当	<ul style="list-style-type: none"> ・警備艇運転作業 ・夜間特殊勤務作業 	日額 410 円～1,100 円
高等学校練習船乗組手当	船員法による船内衛生管理業務	一般職員との均衡を考慮して教育委員会が定める。